



令和3年度 赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン  
いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～  
宮城県共同募金会 助成要項

社会福祉法人 宮城県共同募金会

## 1 趣 旨

昨年度より続く新型コロナウイルス感染症が収束せず影響が長期化する中、社会環境の悪化等により、さまざまな福祉課題が顕在化してきています。

令和2年度、宮城県共同募金会では、全国の共同募金会とともに「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援全国キャンペーン」（新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族支援活動）を実施し、新型コロナウイルスの感染拡大に起因した困りごとを抱えた人たちに対する活動に、全国で計2,051件、約6億1千8百万円、県内で合計29件、4,305,000円の支援活動を展開しました。

この全国キャンペーンでは、困難を抱える子どもと家族に対して、お弁当のテイクアウトやオンラインを通じた学習支援、フードバンク活動等に広く助成を行っており、課題の長期化が懸念されるなか、継続した支援を求める声が高まっています。

そこで令和3年度においても、宮城県共同募金会では、全国の共同募金会とともに、新型コロナウイルス感染下の福祉活動応援として、民間の相談支援活動、食料支援や居住支援、居場所を失った人への活動などを中心とした支援を行うべく「いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～」全国キャンペーンを実施します。

## 2 実施主体

社会福祉法人 宮城県共同募金会

## 3 協働実施

全国の都道府県共同募金会、社会福祉法人 中央共同募金会

## 4 助成

### (1) 成対象団体

助成対象団体は、下記の要件をすべて満たすこととします。

- ・安心できる居場所の提供、学習支援等、地域において困りごとを抱える人たちを支援する活動を行う社会福祉法人やNPO法人をはじめとする民間非営利団体（任意団体も可）。
- ・宮城県に所在する団体で、助成を受けて活動を行えるしくみや体制をもっていること。
- ・特定の企業、政党、宗教団体等から独立して運営され自主性が保たれていること。

- ・暴力団をはじめとする反社会的勢力と関わりがないこと。
- ・これまでに一定の活動実績があること。

## (2) 助成対象活動

- ・新型コロナウイルス感染拡大に端を発した、社会的に孤立することが懸念される困りごとを抱えた人たちを支援する活動を対象とします。

### 【対象となる活動の例】

- ※困難を抱えた家庭への食料品、生活必需品の提供
- ※孤独な子育てを防止するための相談、見守りなどの支援
- ※フードバンクの拠点整備（食材を保存するための備品等）
- ※オンラインを活用した相談支援、学習支援、居場所活動
- ※虐待やドメスティックバイオレンスなどの被害を受けている方が一時的に避難をする緊急避難先（シェルター）の提供・整備、その後の居住・生活支援
- ※国籍や言語の壁から必要な支援や情報が届かない人たちなど外国にルーツを持つ人たちへの支援
- ※コロナ禍での支援活動を円滑に行うための研修会開催 など

- ・新型コロナウイルス感染拡大以降の支援活動として実施され、活動の効果や緊急性があること、その活動に伴う経費の必要性が申請書から読み取れるものを優先して採択します。

## (3) 助成対象経費

- ・助成決定した活動の実施のために必要な経費を対象とします。

### 【対象となる経費の例】

- ※食材費・感染防止のための消耗品の購入費用
- ※活動に使用する会場の賃借料
- ※食品等の配送費
- ※オンライン環境を整備するための備品（WEB カメラ、パソコン、イヤホン、マイク等）
- ※活動の周知のためのチラシ印刷代、インク・紙代
- ※シェルターでの生活環境整備を目的とした備品の購入
- ※食材を保存するための備品
- ※ボランティア行事用保険料 など

- ・令和3年10月1日（金）から令和4年3月31日（木）までに実施される活動に係る経費を対象とします。



#### (4) 助成対象外経費

- ・以下の経費はすべて対象外とします。

##### 【対象外となる経費の例】

※人件費、申請団体のスタッフやボランティアへの謝金

※ボランティアの活動保険料

※助成対象活動期間外に支出した費用

※団体の通常活動にかかる経費

※補助金などの公的費用や他の助成金が充てられている費用 など

#### (5) 助成額

- ・助成総額：270万円
- ・1団体あたりの助成上限額は、30万円（県域を対象として実施する事業）、10万円（ひとつの市町村域で実施する事業）となります。

#### (6) 助成申請方法及び、助成決定等

- ・「助成申請書」様式に必要な事項を記入の上、申請期限までに宮城県共同募金会へ必要書類と共に提出してください。
- ・申請受付期間：令和3年8月27日（金）から9月27日（月） ※必着

##### 【必要書類】

助成申請書      会則（規約等）      直近年度の事業報告書・決算書

当年度の事業計画書・予算書

通帳の口座番号および名義が記載されているページの写し（※団体名義）

その他、団体の活動実績がわかる書類

- ・助成団体は、本会における審査により決定します。（令和3年10月中旬）
- ・助成が決定となった場合でも、助成申請額から減額決定となることもあります。
- ・助成決定は、本会ホームページで公表の上、応募団体宛てに通知を郵送します。（令和3年10月中旬）
- ・助成金は概算払いとし、助成決定後すみやかに送金します。（令和3年10月下旬）
- ・助成決定団体は、活動終了後1ヵ月以内に「事業完了報告書」様式、及び領収書のコピーを宮城県共同募金会宛に提出いただきます。（令和4年4月28日（木）報告期限）
- ・「事業完了報告書」様式は助成決定時に配付します。
- ・助成金に残金がある場合は返還いただきますので、予めご了承ください。

## (7) その他

- ・必要に応じて、活動の実施状況等について調査を行うことがあります。
- ・活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消し、助成金を返還いただく場合があります。
- ・助成決定後は本助成による活動状況や成果をホームページ、SNS等により発信してください。  
また、本助成事業により購入した備品、作製する印刷物等には本助成事業であることを明示してください。

## 5 お問い合わせ先

---

### 社会福祉法人 宮城県共同募金会

〒984-0051 仙台市若林区新寺一丁目4番28号  
TEL : 022-292-5001 FAX : 022-292-5002  
URL : <http://www.akaihane-miyagi.or.jp>  
E-mail : [post@akaihane-miyagi.or.jp](mailto:post@akaihane-miyagi.or.jp)

